

西宮市放課後キッズルーム事業（委託型）実施要綱

（目的）

第1条 西宮市放課後キッズルーム事業（委託型）（以下「事業」という。）は、市内の各市立小学校区において、小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の学校施設を活用することで、安心・安全で自由に過ごすことのできる居場所を提供することを通して、児童の心豊かでたくましい育ちを支援し、社会性、自主性、創造性豊かな人間性の涵養を図ることを目的とする。

（実施主体及び事業の内容）

第2条 事業の実施主体は、西宮市（以下「市」という。）及び西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、児童が、自主学習、屋内外での遊び等、自由に活動できる居場所を提供する。

市及び教育委員会は、事業の運営を事業者に委託することとし、受託した事業者（以下「受託業者」という。）は、事業の目的を踏まえ、円滑に事業を実施するよう努める。

（対象とする児童の範囲）

第3条 各市立小学校に通学する児童を対象とする。

2 市に住所を有する私立、国立小学校の児童についても、該当する通学区域の市立小学校で実施する事業の対象とする。

（実施場所）

第4条 本事業は、以下の場所で実施する。

（1）学校との協議により年間を通して使用を認められた特別教室や多目的室等の屋内施設

（2）運動場

2 受託業者は、学校行事等により上記の活動場所が使用できない場合を考慮し、適時学校に確認し調整することにより、代替りの部屋を準備する。

3 事業に参加する児童が、上記の活動場所以外で学校が認める場所において自由に活動することは妨げない。

(開設日及び開設時間)

第5条 事業の開設日は、次の各号に定める日を除く日とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 学校閉鎖日

2 事業の開設時間は、放課後から午後5時までとする。ただし、学校長期休業期間及び振替休業日については午前8時30分から午後5時までとする。

3 臨時休業日等の扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 気象警報発表時は別表のとおりとする。
- (2) インフルエンザ等による学級閉鎖時は、受託業者が学校の意向を確認し、市と受託業者が協議の上、事業の実施について判断をする。

(利用申込み)

第6条 参加を希望する児童の保護者は、利用申込書(様式1)を市に提出しなければならない。また、市が指定する保険に加入する必要がある。

2 留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」という。)に登録している児童についても、本事業に登録することはできるが、本事業に参加する日はあらかじめ必ず育成センターにその旨伝える必要がある。

(利用方法)

第7条 児童は、一旦下校することなく、事業に参加できる。

2 1年生については、入学後学校生活に慣れるまでの間、一定期間事業に参加できない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

3 運動場については、事業の開設時間に関わらず、学校が定める下校時刻以降は使用できない。

4 長期休業期間中や振替休業日等において、児童は、弁当を持参し活動場所にて昼食を取ることができる。

5 児童は、事業に参加及び帰宅する際、受付にて名簿にチェックをする。

6 ゲーム機その他児童による遊具の持ち込みは禁止とする。

7 長期休業期間中等は、市が認めた場合のみ、児童は自転車で来校し、事業に参加することができる。

(事業の委託方法)

第8条 事業を委託するに当たっては、同じ学校内かつ同様の時間帯に事業を実施する育成センターの指定管理者との一体的運用が、児童の安全確保やトラブルの円滑な処理等の視点から望ましいため、原則として各学校における育成センターの指定管理者と委託契約をするものとする。ただし、当該指定管理者との契約締結が見込めない場合は、プロポーザル方式により事業者を選定する。

(人員の配置)

第9条 事業においては、受託者が児童の安心・安全な活動拠点（居場所）の確保のため、見守りのための要員等を複数名配置し、参加児童を見守るものとする。

2 各学校に配置する人員は、次の各号に定めるところによる。

(1) 現場責任者

中心的に事業に携わり、必要な人員配置の調整、事業の実施場所に関する学校との調整など、円滑な事業実施を行う現場責任者（以下「コーディネーター」という。）を1名配置する。

コーディネーターは、保育士若しくは社会福祉士の資格を有する者、又は教育職員免許状所持者（有効期間が経過していても可）とし、児童の健全育成に理解のある者とする。

(2) スタッフ

参加者の受付や安全確保のための見守り、声かけ、軽微な怪我の処置などを行う者（以下「スタッフ」という。）を3名以上配置する。

スタッフは、事業の趣旨を理解し、誠実に業務を実施できる者とする。なお、地域の人材を活用することにより、円滑に事業が実施できるよう努める。

3 配置された人員は、児童の安全に配慮しながら適切な指導や助言を行い、児童の自主的な活動や自由な過ごし方を支援する。

(推進委員会の設置)

第10条 本事業の推進方法等を検討する推進委員会（以下「推進委員会」という。）については、西宮市学校・家庭・地域の連携協力推進協議会がこれを兼ねる。

2 推進委員会は、必要に応じて会議を開き、安全管理方策や広報活動方策、活動内容等について検討する。また、事業後の検証と評価等を行う。

3 推進委員は、学校関係者、行政関係者、地域団体関係者、社会教育関係者、PTA関係者、児童福祉関係者及び学識経験者等の中から事業の実情に応じて適宜教育委員会が選定する。

4 推進委員会経費については、教育委員会が負担する。

(改良型事業の実施)

第11条 総合的な放課後施策の向上を図る必要性に鑑み、事業の実施方法を育成センターに近づけるなど、事業の改良型（以下「改良型事業」という。）を一部の学校で時限的に実施し、第1条に掲げる目的に加え、効果的な育成センターの待機児童対策に寄与することを旨とする。

(改良型事業への準用)

第12条 第1条から第10条までの規定は、改良型事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「午前8時30分」とあるのは「午前8時」と読み替える。

付則

この要綱は、令和元年 6月 1日から実施する。

この要綱は、令和元年12月20日から実施する。

この要綱は、令和3年 2月 1日から実施する。

この要綱は、令和4年 2月 1日から実施する。

この要綱は、令和4年 7月 1日から実施する。

別表（第5条関係）

気象警報発表時（西宮市に暴風警報、大雨警報の両方もしくはいずれか一方が発表された場合）の扱い

小学校が授業を行う日（学校行事を含む）	午前7時現在警報が発表されていたが、午前9時までに解除された場合	通常通り事業を実施する。
	午前7時現在警報が発表されており、午前9時までに解除されなかった場合	午後1時までに警報が解除された場合は事業を実施するが、解除されなかった場合は中止する。
	授業時間中に警報が発表された場合	事業は中止する。
長期休業期間中	午前7時までに警報が解除された場合	事業を午前8時30分（改良型事業については午前8時）から実施する。
	正午までに警報が解除された場合	事業を午後1時から実施する。
	正午までに警報が解除されなかった場合	事業は中止する。
事業実施中	事業実施中に警報が発表された場合は、事業を中止する。暴風雨の状況等により、児童を待機もしくは帰宅させる。	

備考

- 1 暴風、大雨以外の警報（洪水、高潮等）が発表された場合、登校については、各学校長が児童の安全を考慮して判断することになっている。長期休業期間中も含め、受託業者が市と協議の上、事業を実施し又は中止する。
- 2 午前7時現在特別警報が発表されている場合は、事業は中止する。また、授業時間中や事業実施中に特別警報が発表された場合は、暴風警報、大雨警報が発表された場合と同様とする。

